

障害福祉サービス事業運営安定資金貸付要綱

（目的）

第1条 市内の障害福祉サービス事業の安定した提供を確保するために実施する、作業所等が障害福祉サービス事業者に移行した場合における事業運営に係る資金の貸付けについては、この要綱の定めるところによる。

（対象者等）

第2条 貸付けを受けることができる者は、地域活動支援センター・障害者地域作業所運営費等補助金交付要綱（平成20年10月1日制定）の規定による補助金の交付を受けて地域活動支援センター又は障害者地域作業所（以下「センター等」という。）を運営する者のうち、指定障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）に移行するため、障害福祉サービスを行う事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第79条第1項に規定する従たる事業所を設置する場合は、当該従たる事業所を独立した一の事業所とみなす。以下「事業所」という。）を市内に開設するものとする。

2 貸付けは、その対象となる事業所の開設時に限り、受けることができる。

（貸付金）

第3条 貸付けする資金（以下「貸付金」という。）は、事業の移行後概ね2箇月の間の事業の運営に要する人件費及び家賃に充てるものとし、その額は、予算の範囲内において、1事業所につき250万円を限度とする。

2 複数のセンター等を同一の事業所として開設する場合は、センター等の箇所数を貸付金の対象となる事業所の箇所数とみなす。

（貸付けの申請）

第4条 貸付けを受けようとする者は、障害福祉サービス事業運営安定資金貸付申請書（第1号様式）に事業計画書その他必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（貸付けの決定）

第5条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、貸付けを決定したときは、障害福祉サービス事業運営安定資金貸付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 前項の規定により貸付けの決定を受けた者は、速やかに返還誓約書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（保証人）

第6条 貸付けの決定を受けた者は、連帯保証人を立てなければならない。

2 前項に規定する連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなくてはならない。

(返還)

第7条 貸付金の返還は、原則として、貸付けの決定を受けた日の属する月の翌月から12箇月以内に一括払いで行うものとする。

2 貸付金は、無利息とする。

(届出)

第8条 貸付けの決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 住所又は氏名を変更したとき。

(2) 連帯保証人を変更しようとするとき又は連帯保証人の住所若しくは氏名に変更があったとき。

(貸付けの取消し及び停止)

第9条 市長は、貸付けの決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けの決定を取り消すものとする。この場合において、貸付けの決定を受けた者は、直ちに貸付金の全部を返還しなければならない。

(1) 偽りその他不正の手段により貸付けの決定を受けたとき。

(2) 貸付けを受けることを辞退したとき。

(3) その他市長が適当でないと認めるとき。

(延滞利息)

第10条 市長は、貸付けを受けた者が貸付金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該貸付金の額に対し、年14.6パーセントの割合を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を延滞金として徴収することができる。

(その他)

第11条 この要綱の施行に必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

障害福祉サービス事業運営安定資金貸付申請書

年 月 日 (あて先) 横須賀市長 申請者住所 氏名	
事業所開設年月日	
貸付けを要する額	
(事務処理欄)	

第 2 号様式（第 5 条第 1 項関係）

障害福祉サービス事業運営安定資金貸付決定通知書

年 月 日

様

横須賀市長

印

障害福祉サービス事業運営安定資金の貸付けを次のとおり決定しましたので通知します。

貸付金額

返還期日

第 3 号様式（第 5 条第 2 項関係）

返還誓約書

年 月 日

（あて先）横須賀市長

貸付けを受けた障害福祉サービス事業運営安定資金について、返還事由が発生した場合には、遅滞なく返還します。

氏 名
住 所

上記の者の連帯保証人として、同人に誓約どおり債務を履行させるとともに、貸付金の返還債務を連帯して負担します。

連帯保証人 氏 名
住 所

備考 署名に代えて記名押印することができます。